

## 告 示

### 埼玉県飯能県土整備事務所長告示第一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和八年三月三十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県飯能県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和八年三月二十七日

埼玉県飯能県土整備事務所長 関

宏

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 富岡入間線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
<p>飯能市大字阿須字菅沢二七番一 地 先から同市大字阿須字坊ヶ谷戸一 八 七番一六地先まで</p>		区 間
<p>一三・二九 二二・七〇</p>	<p>一三・一七 一五・四三</p>	敷地の幅員 (メートル)
<p>一六九・九八</p>		延長 (メートル)
<p>飯能市の交差点改良事業による。</p>		備 考